

地方環境事務所（環境省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）16：30～17：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
（環境省） 田島副大臣、他事務方
（自治体側） 上田埼玉県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、環境省から地方環境事務所の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【（戦）：地域主権戦略会議側、（地）：地方自治体側、（国）：環境省】

- （国）出先機関の整理という方針にそって、事業量からみて本省で処理できる事務については本省で事務を行っていきたい。しかし、他方で、事業者や関係行政機関との密接な調整や税関などの地域の他の行政機関との迅速な連携が必要な事務については現場に常駐して事務を行う方が適切。
- （国）広域的な事務・権限を地方へ移譲するにあたっては、強制力のある「国の指示権」が担保される必要がある。なぜなら、家電リサイクル法等は国の制度として料金を徴収しており、最終的には国の責任で対応する必要があるため。
- （国）迅速な対応を確保するためには、国が現場に近い出先機関を使って権限行使することが必要。
- （地）自治事務でも国の関与は認められているし、必要があれば法定受託事務というツールもあり、これらで十分。事務・権限の移管にあたり、このためのさらなる制度設計は不要。強制力のある国の指示権など論外である。
- （地）より現場に近いのは我々であり、地域の環境を熟知してノウハウをもっているのは地方。基準やガイドライン等の具体的な作法のマニュアルを整備すれば、迅速な対応は十分可能。
- （地）現在も国立公園内の施設整備などは都道府県が法定受託事務として実施している。大きな基準は必要だが、国立公園でも地域によって扱いが違ってよいし、むしろ地域ごとの特色が出て良いのではないか。国立公園の保護や認定に関しても地方に任せてどうか。
- （地）県域をまたがるような事例についても都道府県が連携して対応することが可能。
- （国）CO2 排出量の届出については、事業所単位ではなく企業単位で届け出てもらっているため、本社のある自治体に集中することとなる。全国に跨る企業も本社でまとめて報告させるので国のほうが馴染む。
- （地）東京以外に本社が所在する企業も多数ある。そういった企業については地方自治体の方が実情をより良く把握しており、都道府県や市で実施した方がより効率的。
- （国）毒ガス弾の保管について、各省・各自治体が責任のなすりあいを行ったことがあり、地方環境事務所ではそういったケースへの対応も行っている。のため、地方環境事務所がそ

ういった役割を果たしている点も理解して欲しい。

(国) 同じ国立公園等を抱える複数都道府県で対応に違いが出てしまってよいのか。広域連合が出来れば本当に対応が可能なのか。最終的に、国民の安心安全は誰が担保するのか。いざというときに、国と地方自治体との権限の隙間で苦しむ人が出ないようにしたい。

(戦) 国民の安全・安心についても、例えば生活保護に係る事務は市町村が実施しているという現状を考えた時に、今後は国の立ち位置を変えることも必要なのではないか。その発想で更なる検討を進めていただきたい。

(以上)